

8-3-6 報酬のあり方検討WG

1. WGの概要

(1) 活動目的

報酬のあり方検討WGは、建設コンサルタント業界の報酬・積算体系の問題点・課題を整理するとともに、新たな報酬・積算のあり方について検討することを目的としている。

また、検討成果は本省意見交換会や未来塾等を通じて発注者へ情報提供し、必要に応じて改善提案を行うこととしている。

今年度は、現在の報酬制度の問題と課題設定を行い、それに沿って、インセンティブ契約の事例整理、地方自治法からの検討を行い、成功報酬について議論した。

(2) WGメンバーの構成

WGの構成メンバーは以下の5名である。

WG長：(株)建設技術研究所 杉本 龍志

委員：(株)建設技術研究所 清水 隆史

大日本コンサルタント(株) 月野 郁也

(株)復建エンジニアリング 戸田 秀夫

日本工営(株) 吉原 信幸

2. 主な活動報告

(1) WGの開催

WGは、企画委員会の開催に合わせて、以下の日程で計8回行った。

- ① 令和2年 5月22日
- ② 令和2年 6月26日
- ③ 令和2年 7月21日
- ④ 令和2年 9月17日
- ⑤ 令和2年 10月23日
- ⑥ 令和2年 11月20日
- ⑦ 令和2年 12月16日
- ⑧ 令和3年 1月29日

(2) 検討内容

以下の4項目について検討を行った。

- ① 現状から見えてくる課題の提起
- ② 「成功報酬」導入に向けての課題
- ③ 現行法の下での報酬のあり方について
- ④ インセンティブ契約について

3. 検討内容の概要

検討した内容の概要を以下に示す。

- ① 現状から見えてくる課題の提起
 - ・マネジメント系業務の技術者に対する適正な対価支払い制度が必要ではないか?
 - ・現在の主任技術者よりも高位の新たな技術者への報酬が必要ではないか?
 - ・会計法や地方自治法によらず、品確法の運用や新たな法制度が必要ではないか?
 - ・創意工夫により付加価値を生み出すことによる成功報酬等のインセンティブが必要ではないか?
- ② 「成功報酬」導入に向けての課題
 - ・「事業促進 PPP 方式」等のマネジメント系業務が、成功報酬につながる VE 報酬の導入の糸口とならないだろうか?
- ③ 現行法の下での報酬のあり方について
 - ・会計法や地方自治法では業務の価格設定に縛りがあるが、品確法第18条「技術提案交渉方式」を活用し、「成功報酬」というインセンティブを付与させることはできないだろうか?
- ④ インセンティブ契約について
 - ・米国等で制度化されている「インセンティブ契約」に着目
 - ・わが国の「固定価格契約」や「実費精算契約（または費用補償契約）」以外で、コストを下げる提案を行い、差分を利益として受け取れる契約制度はできないだろうか?

4. 次年度の活動について

令和2年度に検討した上記について、マネジメントシステム委員会へ、「事業促進 PPP 業務」における積算体系の現状と課題等について意見交換を行う予定。

得られた情報を参考として、会計法、地方自治法、品確法の各法律の枠組みの中で対応する「マネジメント系業務における日本版インセンティブ契約（≒成功報酬）」の必要性を議論していく予定。

(報酬のあり方検討WG WG長 杉本 龍志)